

令和5年度 栗山町議会

議 会 報 告 会

1. 町営バス路線等の見直しについて
2. 除排雪体制の見直しに係る経過等について
3. ごみ焼却処理開始に伴うゴミ分別の変更
4. 行政運営に関する調査特別委員会報告

栗山町民（以下「町民」という。）から選挙で選ばれた議員により構成される栗山町議会（以下「議会」という。）は、同じく町民から選挙で選ばれた栗山町長（以下「町長」という。）とともに、栗山町の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに町民の信託に応える活動し、議会は多人数による合議制の機関として、また町長は独任制の機関として、それぞれの異なる特性をいかして、町民の意思を町政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、栗山町としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられている。

議会が町民の代表機関として、地域における民主主義の発展と町民福祉の向上のために果たすべき役割は、将来にかけてますます大きくなる。特に地方分権の時代を迎えて、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会は、その持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を有している。自由かつ達な討議をとおして、これら論点、争点を発見、公開することは討論の広場である議会の第一の使命である。

このような使命を達成するために本条例を制定する。われわれは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法律」という。）が定める概括的な規定の遵守とともに、積極的な情報の創造と公開、政策活動への多様な町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研さんと資質の向上、公正性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める議会としての独自の議会運営のルールを遵守し、実践することにより、町民に信頼され、存在感のある、豊かな議会を築きたいと思う。

栗山町議会基本条例前文
平成18年5月18日制定

1

町営バス路線等の見直しについて



1. 町営バス路線等の見直しに至る経緯と課題について

少子高齢化による人口減少、自動車の普及、さらには燃料高騰による運行経費の増加など、町営バスの利用者数とその収入は、年々減少の一途を辿っている状況であり、今後ますます加速する人口減少などに伴い、町営バスのさらなる利便性の向上や運行の効率化が求められている。

また、町営バス利用者の道央圏への移動の接続となる民間バスについても、運転手不足や利用者減などを背景に、路線の廃止や減便を含めたダイヤ改正が行われるなど、地域公共交通を取り巻く状況も厳しさを増している。

○町営バス利用者数の推移

年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
利用者数	30,058	31,978	28,049	26,035	26,004
路線 バス	13,832	13,566	11,183	9,345	8,595
コミュニティバス (くるりん号)	16,226	18,412	16,866	16,690	17,409

- ・タ鉄バス 3 路線（札幌ー夕張間 2 路線、札幌ー栗山間 1 路線）廃止（令和 5 年 9 月末）
- ・北海道中央バス路線減便（岩見沢長沼線 平日運行便、岩見沢栗山線 平日運行便）（令和 5 年 12 月ダイヤ改正）

2. 「町営バス見直し庁内検討委員会」の設置について

○設置の目的

現行の各種バス運行の見直しを図り、さらなる効率化及び利便性向上に向けた町営バスの新たな運行体制を検討する。

○委員構成（事務局：建設課）

関係課等			
副町長（委員長）	総務課	経営企画課	環境政策課
福祉課	ブランド推進課	教育委員会学校教育課	

3. 現在検討されている主な内容について

《路線ルート》

- ・滝下線（デマンド便）の路線ルートに、角田地区と共和地区を追加。
- ・角田循環線の早朝と夕方の路線ルートに、栗山工業団地を追加。

《便数》

- ・コミュニティバスを早朝1便増便し、市街地の通勤・通学者などの移動に対応。

《運行時間》

- ・日出線（大井分経由5便）の運行時間の変更

《利用料金》

- ・中学生のバス利用料金を200円から100円に。減免措置も検討する。

●現在検討されている内容については、栗山町地域公共交通活性化協議会で協議し、決定されます。

決定内容の詳細は令和6年3月の町広報に掲載される予定です。



2

除排雪体制の見直しに係る経過等について



1. 「除排雪事業あり方検討会議」の設置について

○設置目的

除排雪における表面化したさまざまな課題等に対して、関係団体等の協力を得ながら意見聴取や相互共有、課題解決のための検討を行うことにより、持続可能な除排雪体制への改善へつなげ、冬期間における快適な生活環境や道路交通網を確保する。

○委員構成

所属等			
国立研究開発法人 土木研究所 寒地土木研究所（有識者）	株式会社栗山ハイヤー （公共交通事業者）	角田町内会連合会 （地域住民）	栗山町 （道路管理者）
北海道札幌方面栗山警察署交通課 （行政機関）	栗山町校長会 （学校関係者）	継立町内連合会 （地域住民）	
南空知消防組合栗山消防署 （行政機関）	栗山町教育委員会 （学校関係者）	日出連合町内会 （地域住民）	
栗山地区建設運送事業協同組合 （除排雪事業者）	栗山町 PTA 連合会 学校関係者	鳩山自治会 （地域住民）	
けいなん環境事業協同組合 （除排雪事業者）	栗山町社会福祉協議会 （除雪サービス関係者）	杵臼自治会 （地域住民）	
有限会社栗山交通 （公共交通事業者）	栗山町内連合会 （地域住民）	御園自治会 （地域住民）	※委員の人数は20人 ※建設課に事務局を置く

2. 検討及び見直した主要内容について

○除排雪実施計画・栗山町除排雪実施要領の見直し

《出勤基準 これまで》

「積雪が概ね10cm以上
若しくは予測される時」



《出勤基準 これから》

これまでの基準に追加して、「10cmに満たない積雪が連続し、車両の走行に支障が生じたとき、又は予想される場合（判断の目安は、日中の積雪が10cm以上か、連続した積雪の合計が10cm以上の場合）」の項目を設定

○栗山町除排雪作業施工管理基準を新たに作成

これまで行ってきた除排雪作業についての改善を図り、最小の経費で最大の効果が得られる除排雪作業を確立するとともに、除排雪作業の水準を向上させるため、一定の作業施工管理基準を定める。

《除雪目標》

- ・車道の除雪幅員の1車線（2.75m）確保や幹線町道の極力2車線（5.5m）確保に努める。
- ・栗山市街の幹線町道である「中央通り」と「南大通り」については、圧雪厚5cm以下となるように対応する。

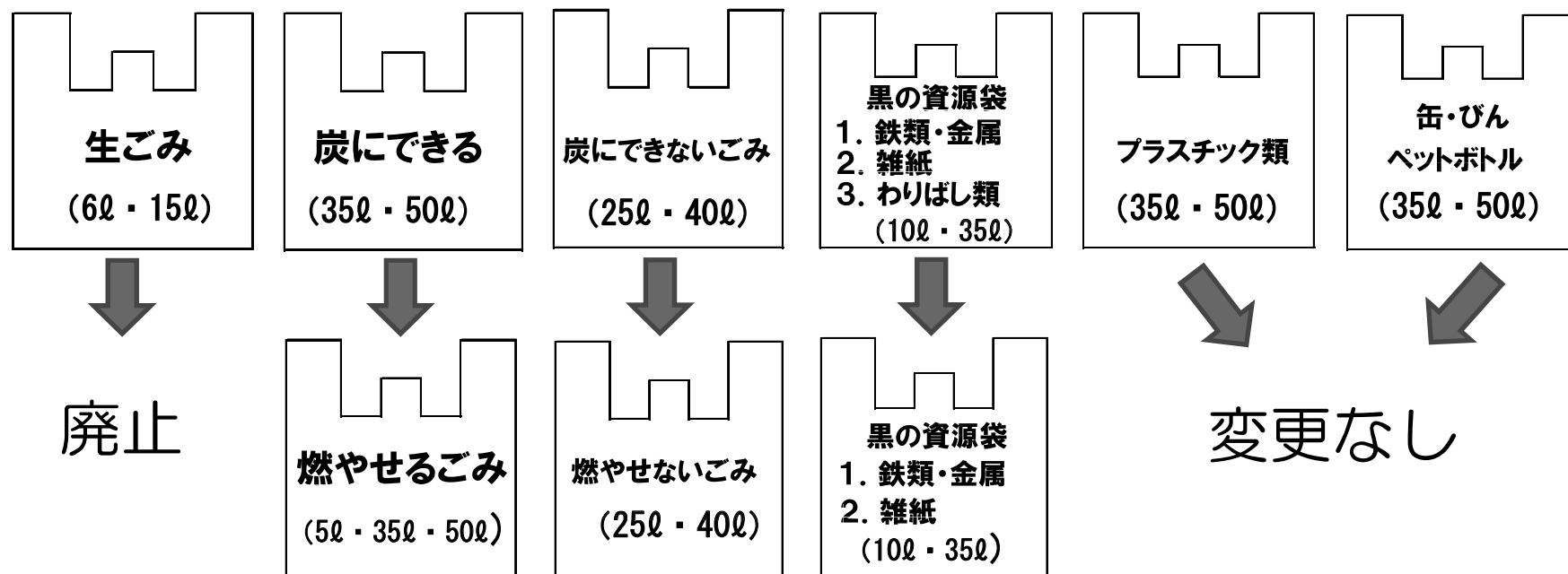


3

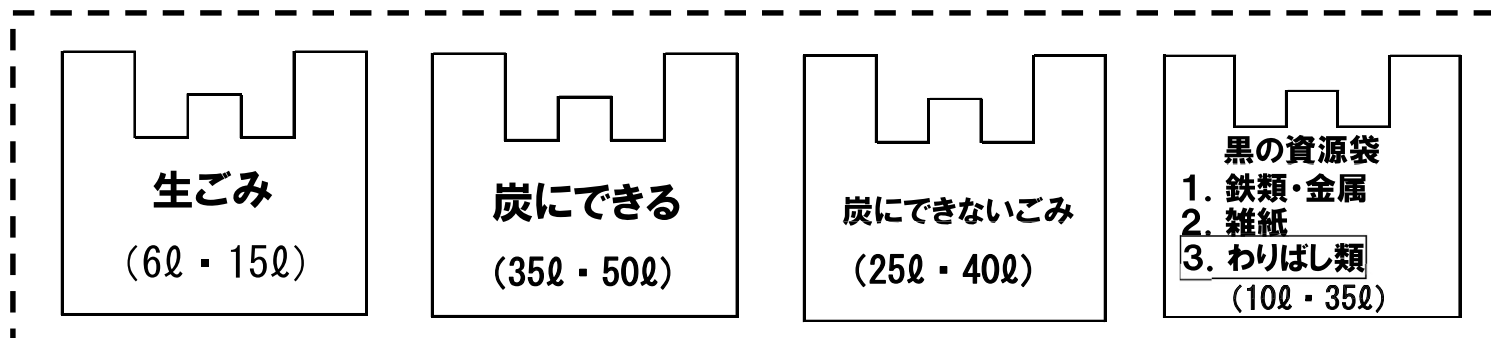
ごみ焼却処理開始に伴うゴミ分別の変更

栗山町は千歳市、北広島市、由仁町、長沼町、南幌町を含めた2市4町による「道央廃棄物処理組合」に加盟し、燃やせるごみを焼却処理することに伴い令和6年4月よりごみ分別内容が一部変更となります。

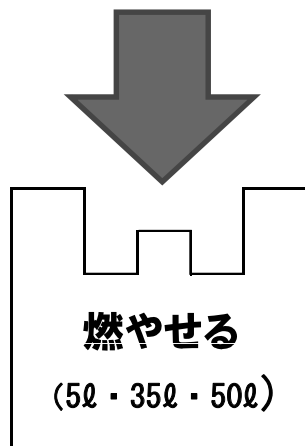
(1) 指定ごみ袋名称



(2) ごみ分別区分①～燃やせるごみ



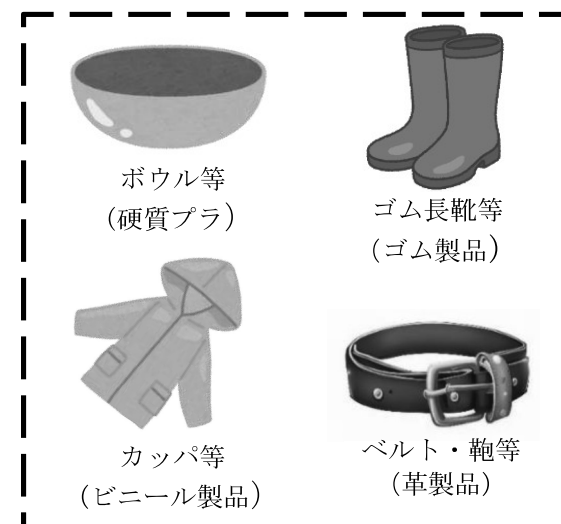
※黒の資源袋
鉄類・金属、雑紙は変更なし。
わりばし類のみが「燃やせる」袋へ。



【燃やせるごみの例】

- ・生ごみ：卵の殻、野菜くず、魚類（骨も含む）など
- ・炭にできる：ティッシュ、たばこ、汚れた衣類※、木くず、マッチ（一晩以上水につけたもの）
- ・わりばし類：わりばし、つまようじ、木のへら など
- ・炭にできない：硬質プラ（プラマークのないプラ製品）、ゴム製品、ビニール製品、革製品 など【右図参考】

※汚れていない衣類は他のごみと混ぜずに、それだけで排出



(3) ごみ分別区分②～燃やせないごみ

燃やせないごみ
(25ℓ・40ℓ)

「燃やせないごみ」は20項目程度へ
・水銀を使用している温度計、血圧計、体温計

※電子機器の製品は「鉄・金属」の袋へ

- ・軽石 ・碁石 ・すすり ・砥石
- ・ゲートボールの玉 ・珪藻土マット
- ・小麦粘土・粘土・石炭・肥料
- ・使用済みの花火（一晚以上水につけたもの）

※未使用の花火は環境センターへ直接持込（発火性があるため）

- ・石材でできた小型製品（表札・印鑑等）

- ・塩ビ管、サイディング、スタイロフォーム等ただし、日曜大工等で出たもの（少量）に限る。 など



※花火は必ず水につけてから排出

(4) ごみ分別区分③～資源ごみ

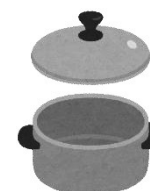
黒の資源袋
1. 鉄類・金属
2. 雑紙
(10ℓ・35ℓ)

黒の資源袋

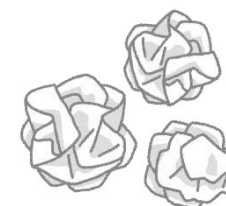
- ・わりばし類を削除（「燃やせるごみ」へ）

※鉄類・金属、雑紙は変更なし

鉄・金属



雑紙



※プラスチック類、缶・ビン・ペットボトルについては分別の変更はありません。

ごみの処理量により、処理費が増加します。

正しい分別を心がけましょう！



4 行政運営に関する調査特別委員会報告



録画配信
QRコード

なぜ設置されることになったのか？

近年、町職員の不適正な業務執行事案が発生していたが、今年度においても、町が被用地買収者等に対し交付していた税控除適用のための買取り証明書の一部について誤りがあった。このことに端を発し、今後このような行政手続きによる不適正な業務処理が発生しないよう、事案の要因・再発防止策を調査研究するとともに、懲戒処分等の基準、人事評価制度に関しても併せて調査を行い、監視・監督機能の役割を果たすため、特別委員会を設置し審査を実施した。

8

【調査内容】

第1回目	・町職員の服務に関する例規等の整備状況 ・業務に係る決定（決裁）プロセスについて
第2回目	・町職員の人事評価制度の運用（評価内容・基準、評価プロセス等）について ・職員研修の実施状況について ・町職員の懲戒処分等の現状について ・町職員の時間外勤務実態 ・キャッチボイス及びまちづくり懇談会等において町に対する提言・苦言の実態
第3回目	・他自治体との比較について
第4回目	・まとめ

人事評価制度は実施されているが、手当や昇給等には反映されていない。また、研修も積極的に実施されているが、研修結果が人事評価に反映されるべき。

事務処理については、複数部署でダブルチェックをする仕組みが必要。

事件が起きたら速やかに公表するのが本来の姿であり、混乱を及ぼさないための最善の手段では。
懲戒処分の公表指針を明確化すべき。

特別職の処分については、次が起これないためにどうするかということが大事だと思うので、減給というところにあまり偏らない判断をしてほしい。

キャッチボイスの苦情の大半は職員の窓口・電話対応。トラブルがあった時の対応は基本的なことだが、できていない。そのための研修の充実を。

【意見】



職員の町民に対するホスピタリティの心が欠けている。
町職員のあるべき姿、目指すべき方向をしっかりと明示すべき。

ミスが起きる背景として、職場環境がどうだったのか。
職場環境、仕事量や人員配置も含めて、ミスの起きないような環境づくりも必要。

【まとめ】

- 懲戒処分の公表基準について、栗山町は公表指針がなく国家公務員に準じて行っていることから、今後整備することで、不適正な事務処理、非違行為の抑止にも繋がるものとする。
- 特別職の処分においては、金銭的損害を埋めるという考え方ではなく、不適正な業務処理を二度と起こさないための対応策を示すことが重要である。
- 今後より良い行政サービスの実施に向け、栗山町職員としての目指すべき姿を掲げ、先進自治体や民間の参考となる事例の検討や、発生した背景、職場環境の再確認、また、他課と連携したチェック体制の構築を検討してほしい。
- 人事評価においては、手当や昇給、昇格に活用されるよう改善すべきである。そのために、人事評価者自身の研修の実施などが必要不可欠であり、研修が反映されるような人事評価制度となるように検討してほしい。